

Title	経済統合 (とくにEECの) 通貨・ 金融的側面と内外均衡
Sub Title	Financial and currency problems of economic integration (especially in reference to EEC) and their internal and external equilibrium
Author	深海, 博明
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1963
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.12 (1963. 12) ,p.1175(21)- 1204(50)
JaLC DOI	10.14991/001.19631201-0021
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19631201-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- (24) Theodor Mayer, Grundfragen der alemannischen Geschichte, S. 32.
- (25) Heinrich Mitteis, Der Staat des Hochmittelalters, S. 173 ff.
- (26) R. Latouche, *ibid.*, p. 31.
- (27) Hermann Wopfler, Urkunden zur deutschen Agrargeschichte, S. 49.
- (28) Hermann Wopfler, *ibid.*, S. 52.
- (29) M. B. Guérard, Polyptyque de l'abbé Irminon, tome I, pp. 227~229.
- (30) Tenney Frank, An economic survey of ancient Rome, Volume III, p. 171 ff.
- (31) Theodor Mayer, Die Königsteien und der Staat des frühen Mittelalters, S. 39.
- (32) Fustel de Couranges, *ibid.*
- (33) Theodor Mayer, *ebenda.*

経済統合（とくにEEC）の

通貨・金融的側面と内外均衡

深 海 博 明

- (一) 序
 - (I) 経済統合における通貨・金融問題の位置づけ
 - (II) 問題の意義と範囲
 - (III) EECにおける規定と歴史的背景
- (二) 理論的基礎——経済統合における内外均衡の問題——
 - (I) 経済統合における内外均衡
 - (II) 両均衡達成の手段
 - (III) 通貨同盟・共通通貨制度——経済統合の特殊的手段——
 - (IV) 総括
- (三) EECにおける現実的検討
 - (I) EECにおける通貨・金融問題の進展
 - (II) EECにおける内外均衡の問題
 - (III) 今後の展望

経済統合（とくにEEC）の通貨・金融的側面と内外均衡

経済統合における通貨・金融問題は、これ迄十分に分析されたことは、殆んどなかったといつてもよい。^(注2)しかし経済統合分析において本問題の研究が、とくに一層の重要性と緊急性をもってきたように考えられる。

第一に、経済統合の進展自体が、理論的・現実的に、本問題の究明を要請しているのである。現実的には、各地域において種々なる経済統合が結成され、とくにそれらが関税同盟から経済同盟へとより進んだ段階に移行するにつれて、統合加盟諸国間における経済政策とくに金融・財政政策の調整・統一化、ないし共通通貨制度・共通準備基金・統合中央銀行の設立等が、緊急に検討・実現さるべき課題となつてきている。この経済統合における通貨・金融問題は、次の二つの役割を担っている。すなわち、一つには、消極的に経済統合の深化・発展の度合を示す指標であるとともに、二つには、積極的に経済統合の円滑なる進展に作用し、その発展に貢献するといった役割をもつのである。

理論的には、経済統合分析が、より精緻化し完成されたものとなるためには、統合の内的論理・構成原理・共通政策といった問題のきめのこまかい研究が必要である。その中心は、統合加盟諸国間における、ひいては世界経済における均衡発展の問題であり、とくに統合分析にとつて興味あるのは、加盟諸国の均衡成長・いわゆる内外均衡の達成・維持と、さらにこれを基礎づけるものとしての統合内において採用されている分業原理は何か、であろう。そしてこの両均衡の達成・維持の鍵となつているのが、通貨・金融的側面なのである。

この意味で経済統合にとつて、通貨・金融問題の解明が、今後の発展を占う上で重要であるのみならず、統合における内外均衡の問題に直接的に関連・作用するのであり、とくに不均衡是正の方策としての役割が重視されねばならないのである。

第二に、現在の国際通貨制度の改革、国際流動性の不足、ドル不足からドル危機への転換といった国際金融の主要な問題点・動向が、理論的・現実的に本問題の解明を要請している。現実的には、資本主義先進諸国間では、欧州経済共同体(EEC)を中心とする西欧諸国がめざましい経済発展を示し、アメリカ経済に追いつき、さらにこれを追いこさんとしており、またこのように弱化したアメリカが、社会主義諸国への対抗および低開発諸国の開発援助の負担を負いきれなくなった世界経済の構造的変化が、その基本的要因となつている。^(注3)

理論的には、これらの問題は、各国の内外均衡の達成とくに国際収支の均衡・不均衡に究極的には集約され、いかなる方策によつてその内外均衡を達成・維持すべきかが中心となる。すなわち最近の国際流動性の不足論議をつつ込んで検討してみると、現在国際流動性準備の果す主要な役割は、各国の国際収支の不均衡の穴埋めの手段あるいはこの不均衡の国内経済への波及を buffer する手段であり、したがつて、必要とされる国際流動性準備量は、基本的には、各国の国際収支の不均衡の規模とその性質によつて決定されるように考えられる。またドル危機の解決も根本はアメリカの国際収支の赤字是正に^(注4)つきる。

これらのことから明らかのように、現在の国際金融の中心問題をひきおこしたのは、EECを中心とする西欧諸国の急速な経済発展とアメリカの相対的な弱体化、先・後進国間の発展格差の拡大であり、この解決を左右するのは、金融面では、EECを中心とする経済統合のこの側面の今後の進展であり、より本質的な面では、経済構造におけるこれらの諸変化が今後どうなつていくかである。ここに国際金融分析における一つの視角が明確化される。それは、この分析において、勿論金融プロパーの問題として把握することも可能かつ有用であるが、より本質的には、金融面と実物面とを関連させて把握する経済構造的接近方法が重要視されねばならないように思われる。^(注5)すなわち、国際金融分析の目標は、調和的な世界経済運営のための国際通貨・金融制度・政策の実現であり、^(注6)これらは世界経済自体の調和的・安定的発展を前提とせずには、実現する

ことができないのである。我々は、経済の実物的構造的展開と通貨金融的展開とを密接に関連させて、考慮していかねばならないであろう。このような国際金融分析の一つの視角を具体的に検討する意味で、経済統合における通貨金融問題が注目され、またEECにおけるこの問題の展開が今後の世界を左右する主要な要因となっており、世界的な観点からも本問題の研究が必要とされているのである。ここでは、この点の究明はむしろ今後の課題として、その基本に存する統合における内外均衡の達成の問題に集中していく。

第三に、上述の経済統合の進展および世界経済の展開・国際金融の主要問題が、本研究を必要としているほかに、経済統合の通貨・金融的側面のもつ積極的な意義が重要である。通貨・金融面においては、一国を支配する原理が究極的には世界経済・国際金融を支配することになるのが、基本的な法則・方向であるように考えられる。^(注7)歴史的にみても、各国の金本位制度の採用が国際通貨制度においても金本位制を実現したごとく、将来は、現在各国の採用している管理通貨制度が、国際通貨の支配原則となり、世界的な中央銀行が実現して、世界通貨が発行されるようになると思われる。しかし現状においてすでに世界管理通貨制度が実現可能であると考えることはできない。むしろ一国的な通貨制度から、各地域の経済統合を母体として地域的な管理通貨制度が実現し、さらにそれを総括するような形で世界管理通貨制度が実現されるように考えられる。したがって、ここに国際通貨制度の将来を規定するものとして、統合の通貨・金融問題を取りあげるべき積極的・現実的理由がある。トリフィン等の論者が、世界中央銀行への一過程として、とくに地域的通貨同盟・準備基金ないし決済制度の役割の重要性を強調し、新しい実験の舞台として期待しているのも、この理由によるのである。^(注8)

このIMF体制・国際通貨制度の改革の動きと経済統合の動きとを関連づけて追求し、とくに経済統合の通貨・金融問題に積極的な意義を認めることにも、ここでは十分には究明することはできないが、新しいもう一つの視角があるように考えられる。^(注9)

かような本問題研究の基本的態度および理由にもとづき、まず、経済統合における通貨・金融問題の位置づけを行ない、とりあげる問題の範囲を明確化する。と同時に現実的な統合(EEC)をとらえて、その歴史的・具体的検討を行なう。この結果、本問題の根本は、経済統合における内外均衡の達成・維持とそのための方策の究明にあることが明らかとなり、第二に理論的に両均衡の同時的達成とその方途を考慮し、統合においていかなる特殊性・制約性が附加されるかをとくに究明する。第三には、EECにおける具体的な進展にみられるその制度的・現実的な展開と内外均衡の問題を考察し、最後に今後の展望を行なう。

本研究においては、すでに明確化した分析の基本的な視角をさらに限定して統合における内外均衡の問題にしほり、理論的・現実的検討を合わせ行なうようにつとめている。すなわち、その第一次的接近であるにとどまり、さらに、次のごとき問題点と限定が存在する。第一に、経済統合は本質的には政治現象であり、とくに通貨・金融面における実際の進展がなされるためには、政治統合の実現が前提とされてはならない。ここにも本問題の特殊性と困難性が存するが、その経済的側面に重点をおく。第二に、経済統合一般における通貨・金融問題もとりあげるが、現実的な対象としては、EECに限定する。^(注10)

(注1) 筆者の経済統合に関する本質的な理解・理論的解明・ここで扱わないその他の問題に関しては、以下の拙稿の諸論文を参照していただきたい。1 「世界経済における統合化の動き」『アジアにおける経済統合の可能性と条件』研究参考資料第二十六集、アジア経済研究所。2 「経済統合の理論と実態」『三田学会雑誌』一九六二年十一月号。3 「経済統合理論の体系について」『同誌』六三年二月号。4 「経済統合理論の確立に関する一考察」『国際経済』十四号、日本評論新社。5 「低開発国経済統合の理論とその適用」『世界経済評論』六三年四月号。6 「EECと第三国」『欧州経済統合の分析と展望』日本国際問題研究所、一九六四年三月刊予定。

(注2) 勿論、多くの代表的な統合に関する文献においてその一章をあてて本問題の究明は行なわれているが、充分なものとはいえないように思われる。J. E. Meade, *Problems of Economic Unions*, London, 1953, Chap. II. (景山哲夫訳『経済統合の問題』文雅堂、一九六〇年、第二章) T. Scitovsky, *Economic Theory and Western European Integration*, London, 1956, II. (中島正信訳『経済理論と

経済統合)とくにEEC)の通貨・金融的側面と内外均衡

- 西歐経済統合』ダイヤモンド社、一九六一年、第二部) R. Sanwald und J. Stohler, Wirtschaftliche Integration, Tübingen, 1958, IV. Kapitel. (鳥野卓爾訳『経済統合の基礎理論』マシヤ経済研究所、一九六二年、第四章) Bela Balassa, The Theory of Economic Integration, Homewood, Illinois, 1961, Chap. 12. (中島正信訳『経済統合の理論』ダイヤモンド社、一九六三年、第十二章) など。
- (注3) 小野朝男『国際通貨制度』ダイヤモンド社、一九六三年、第五章第一節参照。
- (注4) S. E. Harris, (ed. by) The Dollar in Crisis, New York, 1961.
- (注5) 久保田高明『自由化と国際通貨体制——その序論的考察——』『調査と研究』第二巻第二号、三菱経済研究所。
- (注6) J. Tinbergen, Shaping the World Economy, New York, 1962. (大来佐武郎訳『世界経済の形成』竹内書店、一九六三年、なお拙稿の書評が三田学会雑誌一九六三年五月号にある。)
- (注7) 堀江薫雄『国際通貨基金の研究』岩波書店、一九六二年、二六五頁。
- (注8) R. Triffin, Gold and the Dollar Crisis, New Haven, 1960, pp. 128-130. (村野孝・小島清監訳『金とドルの危機』勁草書房、一九六一年、一五八—一六〇頁。)
- (注9) 大原進『IMF体制とEEC——通貨面からみた新欧州の挑戦』(東洋経済新報社、一九六三年)はこういった視点からみて、興味ある小冊子である。
- (注10) その理由はEECがもっとも進んだ統合であり、本問題に関する進展がみられるからである。なお本分析の対象は先進国統合であって、低開発国における本問題は、全く別のとり扱いが必要であろう、なお拙稿論文5参照。

〔一〕 経済統合における通貨・金融問題の位置づけ

〔I〕 問題の意義と範囲

ここでは、経済統合における通貨・金融問題の意義と特殊性およびとりあげるまたは対象とする問題の範囲を明らかにする。

経済統合における通貨・金融問題は、すでに序において明確化したように、本質的には統合加盟諸国の安定と成長とに關

連しており、より具体的には、統合全体あるいは加盟各国の内外均衡の達成の究明にはかならないのである。何故なら、この面における統合のもっとも進んだ形態である通貨同盟・共通通貨制度は、金融・為替政策の調整・統一化、単一共通通貨により、諸国間における差異を除去し、その安定的成長を達成・促進させるとともに、各国間における国際収支の調整を容易にすることを目的としているからである。また金融政策の主要な手段も、国内におけるインフレーション・デフレーションの除去・国内均衡の実現および国際収支の均衡化の目的をもって採用されており、通貨金融面における統合化は、統合の内外均衡の達成のために行なわれるといえよう。

かように、通貨・金融面の統合の意義なり本質なりを解釈すると、ここでとりあげる問題の範囲は非常に広くなり、通貨・金融面のみでなく、通貨・金融政策と同一の効果をもつ、あるいはそれを積極的に補足する財政面・財政政策さらには生産要素移動等もまた、考慮の対象としなければならない。何故なら、内外均衡の問題は、実物の経済面における均衡すなわち生産と貿易における均衡の金融的表現であり、単に通貨・金融面にとらえられるのみでなく、実物的接近を行なう必要があるとともに、通貨・金融政策では是正しえないような不均衡が存在するからである。^(注1)

経済統合における内外均衡の問題を、通貨・金融・財政その他の面にわたって考察するのが、本研究のすべてであるとい

ってよい。

だが経済統合によって附加される特殊性が理解されねばならない。その特殊性は経済統合の本質・特殊性より生じている。第一に、統合は地域的に制約され、全世界的なものでないこと^(注2)から、統合における内外均衡の問題は、世界全体・統合各加盟国の三つの立場に分けて考察されねばならず、複雑化される。第二に、統合は、ベラ・バラッサによれば、プロセスと状態との二様に定義され、各国の主権の統合の中央機関への譲渡の程度に応じて、種々なる段階の諸形態が存在する。^(注3)すなわち、各加盟国が超国家機関に主権の殆んどを委譲し、統合全体として一国化した完全経済統合から、単に加盟諸国間に

おける関税および数量制限が撤廃されて域内の商品移動が自由化された自由貿易地域まで、種々なる段階がある。本問題の分析に当たっても、この統合の段階・形態に応じてのそれぞれ別個の考察Ⅱ段階論的接近が行なわれなければならない。勿論、通貨・金融面での統合がとりあげられるのは、統合がかなり進んだ段階であることはいちも言わない。しかしここで「統合深化の論理」の存在に注目する必要がある。この内容は、経済統合が何等かの部門または側面において着手されたならば、それがスムーズに進展し、効果あるためには、統合はますますその段階を深め、多くの部門・側面に統合を拡大していかなければならないというものである。例えば、自由貿易地域は対外的には共通関税を設定していないが、加盟諸国における域外関税の相違は、域内の低関税賦課国による高関税賦課国への再輸出といった形で高関税を無効化し、関税同盟へ発展させる契機を含んでいるし、また関税同盟は、各国の金融・財政政策等の相違から生ずる景気動向・価格差等による攪乱を除去するために、その政策を統合全体として調整・統一化しようとする動きを発生せしめるであろう。さらには、限られた部門の統合化も、それに関連する種々なる産業の存在故に、その部門だけにはとどまりえずして、全部門に拡大される必要性をもっているのである。^(注4)

第三に、経済統合は、その段階・内容に応じて、内外均衡の達成とくに国際収支の均衡の方策に関して、種々なる制約と特殊性を附加する。完全経済統合においては、全く一国的な場合と同様であり、加盟諸国間の内外均衡の問題は、国内諸地域間の問題として処理できる。この場合を頂点として、経済統合は、少なくとも統合内における自由競争・自由貿易の実現を内容としているから、その均衡達成の手段の若干の採用を不可能にするともに、逆に統合特有の新しい手段がつけ加えられることになる。ここでは現実的な視点を重視して、実現可能なそれぞれの段階における最適な手段を考慮する。

また対外均衡達成の手段は、世界的な *settling* の進展（先進諸国の一九五八年末の通貨交換性の回復、貿易の自由化・多角化の拡大等）によっても、変化せしめられているのである。

〔Ⅱ〕 E E Cにおける規定と歴史的背景

経済統合一般の考察ではなくて、E E Cという現実的な統合における本問題の規定と位置づけを、欧州経済共同体を設立する条約（ローマ条約）によりつつ、考察する。この条約においては、本問題に関する具体的な規定・明確な方向づけが全く存在していないことが、まず指摘されよう。

「共同体の目的は、共同市場を設立し、かつ加盟国の経済政策を漸進的に接近させることにより、共同体全体に経済活動の調和した発展・持続的で均衡のとれた拡大、増大する安定、生活水準の加速的向上及び加盟諸国間のより密接な関係を促進することである。」（第二条）そしてこの目的を実現するための E E C の内容は、(a) 加盟国間における関税・数量制限の撤廃、(b) 第三国に対する共通関税率・共通通商政策の確立、(c) 加盟国間における人・役務・資本の自由移動の実現、(d) 共通農業政策の樹立、(e) 共通輸送政策の樹立、(f) 共同市場において競争が阻害されないことを確保するための制度の確立、(g) 加盟国の経済政策を調整し、かつ、その国際収支の不均衡を是正することができるような手続の実施、(h) 加盟各国の国内法の調整、(i) 欧州社会基金の創設、(j) 欧州投資銀行の設立、(k) 海外の国・領域との連合（第三条）である。これを整理すれば、(1) 共同市場の設立—(a)・(b)・(c)、(2) 共通政策の樹立—(d)・(e)・(g)、(3) 公正競争の保証—(f)・(h)、(4) 積極的政策—(i)・(j)、(5) 海外の国・領域との連合—(k)、である。

本問題に関連する内容は、(g) であり、これはさらに、条約第三部第二編経済政策、とくにその第二章国際収支（第一〇四—一〇九条）に詳細に規定されている。まずその目的として、「各加盟国は、高水準の雇用・価格水準の安定を確保しつつ、国際収支の全体的均衡を確保し、かつ、自国通貨の信用を維持するために、必要な経済政策を遂行する」（第一〇四条）ことが挙げられ、この達成を容易にするため、「加盟国はその経済政策を調整する。加盟国は、その行政部門の権限ある職務の

間に、また中央銀行相互の間に、協力関係を設立する……」共同市場の運営に必要な最大限の範囲において、加盟国の通貨問題に関する政策の調整を助成するために、諮問機関として、次の任務をもつ通貨評議会を設置する。——加盟国・共同体の通貨・金融事情、並びに加盟国の一般支払方式を検討し、かつ、これらの問題について理事会・委員会に対し定期的に報告すること——理事会もしくは委員会の要請により、または自己の発意により、これら機関に対し提出すべき意見をとりまとめること、……」(第一〇五条)、さらに「各加盟国は、本条約に基き加盟国間の産品・役務・資本・人の移動が自由となつて限り、商品・役務または資本の交換、資本・賃金の移転に関連するあらゆる支払を、債権者または受取人が居住する加盟国の通貨により行なうことを、認めることを約束する」(第一〇六条)等の支払の自由化を行なう。為替レートについても「各国は為替レートに関する政策を、共通の利益の問題としてとり扱う」、「ある加盟国が第一〇四条に定める内容に矛盾し、かつ競争の条件に重大な妨害を与えるような方式で、為替レートを変更するときは、委員会は、通貨評議会の後、他の加盟国が嚴重に限られた期間のような変更が及ぼす結果に対処するために必要な措置を、委員会が定める条件・方式でとることを認めることができる」(第一〇七条)と定め、第一〇八条では、国際収支悪化の場合の措置をとりあげている。ある加盟国が国際収支の全般的な不均衡に陥り、その困難が共同体の運営・共通通商政策の漸進的確立を妨げるおそれのあるときには、委員会がこの問題を検討し、その措置を提示し、その採用を勧告する。もしある加盟国によりとられた行為・委員会により示唆された措置が、直面しまたは脅威を与えている困難を克服するに十分でないことが判明したときには、委員会は、通貨評議会と協議の後、理事会に対し、相互援助を与えることおよびそれがための適当な方法を、勧告する。そして「国際収支が急激に悪化し、かつ第一〇八条にいう決定が直ちにとられないときには、当該加盟国は、必要なセーフガード措置をとりあえずとることができる」(第一〇九条)

これらを詳細に検討した結果として、まず加盟各国の内外均衡の達成・維持、各国の安定的・均衡的發展がその基本的な目的であることは明示されてはいるが、そのための具体的な方策・統合化のスケジュールに関しては全く不明確である。ただそのために必要な手段を各国がとり、通貨評議会の設立等により、各国の経済政策の調整・協調化をはかるのみで、とくに通貨・金融面の統合化は、全然ローマ条約の規定には存在せず、空白となっている。

この事実をどのように解釈すべきかには、二つの全くことなる見解が存在する。第一は、消極的な理解であつて、ローマ条約そのものが全く不完全な条約であり、EECにおいては、通貨・金融面の統合までの実行を考えていないとする解釈であり、国際法学者に多くみられる。第二は、積極的な理解であつて、むしろこのような曖昧な規定に意義を認め、経済統合の現実的な進展にもなつて、通貨・金融・為替面の統合が具体化されていくのが望ましく、このような伸縮性をもつてい

(注6)

ることが重要であるとする解釈であり、むしろ経済学者に多い。^(注6)
通貨・金融面の統合の実現のためには、各国の経済的主権の大きな譲渡が必要であり、すでに指摘したようにその前提として、政治統合が実現されていなければならない。したがつて、EECの構想・成立の当初において、この面の統合を明確かつ具体的に規定することが不可能であつたのは当然であり、もしこの面での統合の詳細な規定がなされねばならないとしたら、EECは成立することができなかつたと思われる。ローマ条約はそれ自体論理的に完成したものではありません。とくにその不備が目立つ通貨・金融面の規定は、統合の進展にもなつて、補足され、具体化されていくことが期待され、^(三)で論究するように、すでにそのような展開が行なわれ始めている。逆にいえば、EECの関税同盟としての発展は完成に近づき、今後の進展のためには、この面の調整・統合化が要請される段階にEECが到達しつつあるといふことができよう。

これらの究明に先立ち、EECの最近の発展にいたる第二次大戦後のヨーロッパにおける通貨・金融面の歴史的背景を手短かに整理しておく。^(注7)少なくとも、現在までのところでは、EECの通貨・金融問題は、EECの枠内ではなく、むしろ国際通貨基金(IMF)、欧州通貨協定(EMA)、国際決済銀行(BIS)、経済協力開発機構(OECD)といった国際的機構

ないし協定の下に処理されており、^(注8)これ迄の展開における経験とその限界の認識とが、EECのこの面での今後を支配する主要な要因となる。

その経緯は、大きく、双務主義(一九四七年一〇月迄)↓多角決済主義(四七年十一月とくに欧州決済同盟(EPU)の実施(五〇年七月)から五八年末の解消まで)↓通貨の交換性の回復・自由化(EMAの発効(五八年末)より)↓地域的通貨同盟(今後の発展)と整理することができよう。とくに重要なのは、EPUの成立とその行き詰まり、その結果としてのEMAへの発展的解消と通貨交換性の回復である。EPUは多角決済・振替制度と短期的な信用供与制度とにより、貿易・決済の多角化と拡大に貢献したが、欧州諸国間における永続的な収支不均衡の解決策としては役立たず、恒常的な債権国と債務国との対立をひきおこし、また為替市場の自由な多角裁定取引の実現およびポンドの事実上の交換性の回復によりその実質的機能を失ない、EMAへと解消することとなったのである。^(注9)通貨交換性の回復後、EEC六カ国を中心とする多くの西欧諸国の金外貨準備はますます増大し、ドル不足からドル危機へと転化しており、とくに完全雇用の実現にもなうコスト・インフレの傾向が存在し、しかも国際収支の黒字が併存するという特殊な状況にあることも、注目されねばならない事実であろう。

(注1) J. Tinbergen, *International Economic Integration*, Amsterdam, 1954, pp. 82-83. (景山哲夫訳『経済統合の問題』一七一頁)お

よび土屋六郎「国際通貨の理論体系的研究」『経済学論纂』一九六三年一月号、九四頁。

(注2) 拙稿論文3、二四一三〇頁参照。

(注3) 拙稿論文2、二四一三〇頁参照。

(注4) しかしこれは純経済的な論理であり、現実の統合における実現性を保証するものではない。

(注5) (a)は自由貿易地域、(b)は関税同盟の要件である。

(注6) W. Hallstein, *United Europe*, Cambridge, Massachusetts, 1962, Chap. 2. および島野卓爾「経済統合と金融政策」『上智経済論集』一九六三年六月号、十八頁。

(注7) W. W. Seammell, *International Monetary Policy*, London, 1962, Chap. 10, 平岡健太郎「国際決済機構」日本評論新社、一九五

九年、第四章および鈴木武雄「EPUの八年半」『世界経済分析』岩波書店、一九六二年。

(注8) 東銀調査部「EEC通貨問題の一考察」『東京銀行月報』一九六三年六月号、四頁。

(注9) EPU, *Final Report of the Managing Board*, OEEC Paris, Oct. 1959. にEPUの活動の総括がなされている。

〔二〕 理論的基礎——経済統合における内外均衡の問題——

〔I〕 経済統合における内外均衡

一般的に内的均衡・国内均衡とは、賃金や価格のインフレーション的騰貴をみることなくして継続的に維持することができる国民所得と雇用の極大水準と定義され、外的均衡・国際均衡は、金移動や短期借入れ等の通貨的穴埋め手段を永続的に用いないでも、また貿易障害を恒久的に高めないでも自ら均衡を保つような国際収支をその内容とする。^(注1)

ケインズの金本位制に対する批判以来、多くの論者が明らかにしてきたように、国内均衡と国際均衡の同時的達成は容易ではなく、両者は矛盾対立し合う場合もしばしばある。国際収支の均衡たる国際均衡は、国民所得の種々なる水準において達成される可能性を含んでおり、国内均衡の達成のための方策が、国際均衡の達成を破壊することは多くみられる。この結果、各国は国内均衡優先主義を採用することとなったのである。従来の金本位制下における国際均衡優先主義にかわって、各国は完全雇用の達成・所得水準の安定的成長を第一の政策目標においている。

とくに第二次大戦後の初期の時期に、両均衡達成の問題が関心を集め、数々の論究が行なわれた。その結果得られたものは、(1)両均衡の同時的達成はかなり困難であること、(2)そのため、両均衡達成の手段は、その不均衡の原因・性質によって選択すべきこと、(3)多くの場合採用すべき手段は単一のものではなくて、複合的な組み合わせによらねばならないこと、(4)これら均衡の達成のためには国際的な調整・協力が必要であること等である。

経済統合(とくにEEC)の通貨・金融的側面と内外均衡

しかし経済統合の成立・進展によって、これ迄の内外均衡問題の究明は、ある程度修正されねばならず、また特殊性が加味されることとなり、ここにあらためて考察してみる必要が存在するのである。

第一に、内的均衡において、従来の一国内の問題のほかに、統合全体・加盟諸国全体としての均衡の問題がつけ加えられることとなったのである。すなわち加盟国一国の極大の所得水準およびその安定的成長のみでなく、統合全体としての極大の均衡のとれた安定的成長が考慮されねばならない。とくに統合が種々なる段階・形態をとることにより、一層複雑化されることになる。もう少し統合の内的均衡の意味を探る。それが統合全体としての極大の安定的成長をいうのか、加盟各国の完全雇用の達成とその成長率のほぼ等しいことを意味するのか、それとも次で論ずる各加盟国および統合全体としての overall な対外均衡が達成されている状態なのか、それとも別の内容をもつのであろうか。勿論これらすべての同時的達成がもっとも望ましいが、スムーズな調和的な実現が行なわれることは考えられない。ここでは、現実的な統合の進展を背景として、各加盟国が国内均衡を維持しつつ、統合全体、各加盟国の全般的な対外均衡の達成・維持に努めることが、目標とされるべきことのように思われる。すなわち統合各国の内的均衡が主として各国の政策によって実現されている状態を前提として、統合の外的均衡の問題を究明する。

第二に、統合における国際均衡の問題も、三つに大別されよう。一つには加盟国一国としての overall な国際収支の均衡であり、二つには統合内における加盟諸国間の収支の均衡であり、三つには、統合全体としての overall な均衡である。勿論この場合各加盟国の全般的均衡の達成は、統合全体としての均衡もさらには加盟国間における均衡も原理上は保証することになる。しかし、統合内諸国の通貨の自由交換性、多角決済制度が実現されているか否か、たとえ加盟諸国間ではそれが実現されていても、域外諸国にそれが無い場合には、一つの困難がつけ加えられる。すなわち統合全体として overall な均衡が実現されても、例えば統合内のある国は他の加盟国に対して赤字、域外の soft currency 国に対して黒字をもち、他

の加盟国は域内に黒字、域外の hard currency 国に赤字をもつ場合には、全般的な均衡の追求のみでは問題は解決しない。^(注2)したがって、統合のスムーズな進展のためには、全世界的な諸国の通貨交換性の実現・多角決済制度の存在を必要としているのである。すなわち世界的な意味での双務主義的均衡から多角主義的均衡への移行が必要であり、これが貿易為替の自由化の要請にはかならない。とくに統合がその加盟国間の均衡をねらうだけでなく、域外との均衡の実現につとめることが、世界経済の均衡的發展にとって重要である。

第三に、統合の進展にもなつて、従来の商品貿易中心的な国際収支の均衡の考察ではなくて、国際収支の構成項目の全体として均衡を重視する方向に向わねばならない。すなわち、統合内の生産要素の自由移動にともない、資本移動・一方的移転が大きな役割を演ずるようになり、さらに国境障壁の撤廃によって見えざる貿易とくにサービス取引が重要となつてきている。

第四に、この内外不均衡の性質とその要因をつつ込んで究明する必要がある。ここで中心をおく国際収支の不均衡に関していえば、それは三つに大別できるように思われる。すなわち、一時的・循環的不均衡、永続的・長期的不均衡、構造的な不均衡である。ここでは、永続的・長期的不均衡は、国際収支の基本的調整策の発動を必要とし、それによつて是正される不均衡とする。構造的な不均衡は、このような基本的調整策が発動しても是正できないような不均衡と考えたい。これは小島清教授の実際のドル不足・理論的ドル不足に対応するものである。^(注3)

〔II〕 両均衡達成の手段

ここでは、統合における両均衡達成の方策を考慮するが、まずこの際とらるべき、四つの原則が存在する。

第一は、統合加盟国のすべてが国内均衡優先主義を採用することである。これは現在各国がその経済政策の立案に際して

遵守している原則といつてよい。

第二は、現存の統合形態より考えて、この内的均衡達成の手段は、超国家的な統合機関が設立されて、それが立案実施するとは考えられず、主として各加盟国それぞれの経済政策の分野に属するということである。勿論一国のみでなしうることには限度があり、その全体としての調整なり統一化が必要とされ、統合が進展するにしたがい、これが実現されることにならう。

第三は、このような国内均衡の実現の上に国際均衡の統合における達成の方策が探求されるということである。

第四は、これらの手段の選択に当って、各国は国際協力の精神を十分に尊重し、いわゆる近隣窮乏化的な政策ないし他国に対する侵略的な手段は採用しないことである。

これらの原則にのっとり、経済統合における内外均衡達成のために、どのような手段が存在するかを考察する。中心は外的均衡達成の方策におき、統合により従来から利用されてきた手段がどのような変容をうけ、どのような手段が新しく付加されたかが問題である。とくにそれぞれの方策のもつ功罪を検討し、いかなる場合にどの方策が適切であるかの tool setting をも若干究明してみたい。^(注4)

(a) 国内均衡の達成策

このための主要な方策は、周知の財政・金融政策である。財政政策としては、租税政策・政府支出の増減等が、金融政策としては、金利政策・公開市場操作・預金準備制度等が挙げられよう。その他最近のコスト・インフレ除去のための賃金政策・所得政策等が重要となっている。さらにより長期的な方策としては、国際資本移動、ひろくいつて生産要素移動が存在する。ここでは、これらの政策がもつ国際均衡への影響と統合における問題点を指摘するにとどめる。

これらの諸方策は、国際均衡達成の方策としても同じく利用可能である。金融・財政政策は、所得効果・価格効果の作用

により、国内のインフレーション・デフレーションを除去し、国内均衡をもたらすと同時に、インフレ除去のための方策の場合には、国際収支に黒字圧力、デフレ除去の場合には赤字圧力を与えることになり、国際均衡にもまた影響する。同時に統合においては、加盟各国に国内均衡達成の方策が任されていても、各国が全く別個の方策を採用し、勝手な行動をとることを不可能にする力が働いている。例えば、加盟諸国がデフレ除去のために、ある国は低金利政策を他の国は政府支出増大の政策をとった場合、もし両国間に資本移動が自由であれば、前者の国から後者の国への資本の流出が生じ、また価格・競争力の関係からは前者の国が有利化し、価格・競争条件の歪みが発生し、国際均衡にも攪乱作用を及ぼす。したがって、統合の内外均衡の達成のためには、国内均衡の手段が各国の自由裁量に任されていても、統合全体として少なくともある程度の調整・同調化が必然化されている。

(b) 国際均衡の達成策^(注5)

ここでは、その達成策の一般的考察とともに、統合における特殊性の考察が重要である。それらの手段として、とりあげられてきたのは、(1)国際流動性準備、(2)金融・財政政策——いわゆるインフレ・デフレ政策^(注6)、(3)為替相場の変更、(4)直接統制、(5)生産要素移動(とくに資本)である。^(注7) 経済統合において、これらの手段の内容と採用に関して若干の修正がなされるほかに、統合特有の手段として、(1)通貨同盟・共通通貨制度、(2)超国家的な機関による方策——国際協力による双方向的調整、等が新しくつけ加わり、さらに生産要素移動がとくに重要性をもってくる。まず前者の一般的な諸手段を順次とりあげて、究明する。

第一の国際流動性準備は、金・外貨準備および短期的な借入能力とからなり、国際収支の不均衡の一次的な穴埋めないし対外的な不均衡が国内均衡に与える影響の buffer としてとくに重要である。したがってこの方策は、(1)純粹に一次的ないし循環的な不均衡に対して、(2)他の適正な是正策をスムーズに発動させるためのつなぎとして、利用されることが望ましい。

統合においては、加盟国間の協定ないし基金等により、このための調整金融を加盟国に供与する手段が講ぜられている。かくして統合加盟国の国際流動性準備は増加せしめられており、各国の準備から統合全体としての共通準備制度にまで発展するとすれば、一層強力なものとなる。^(注8)

第二の金融・財政政策は、すでに指摘した手段・効果により、国際収支の黒字・赤字に応じて、インフレ・デフレ政策を行ない、国際収支の均衡をもたらさんとするものである。とくに金融政策は、金本位制下における調整のメカニズムと全く同じであり、国内均衡を無視して、国際均衡の達成を優先するものとして非難をあびている。しかし、価格・賃金が伸縮性をもち、各国の資源転用の弾力性が大なる場合には、効果的な手段となり、^(注9) また後の総括において明示するように、内外不均衡の組合せによっては、もっとも適切な手段ともなりうるのである。

第三の為替相場の変更としては、次の三つの形態が考えられる。すなわち、調整可能な固定相場 (adjustable peg)、屈伸為替相場、自由変動為替相場である。これ迄為替相場の変更が有効であるのかどうか、どの相場の採用が望ましいかについては、数多くの議論がなされてきたが、ここではその功罪と統合における問題点を指摘するにとどめる。^(注10)

まずその長所としては、その実行が容易であり、かつ各国の国内均衡政策の実行と矛盾しない点があげられる。短所としては、国際貿易に附加的な変動をもたらすこと、資本移動を阻害すること、均衡破壊的な投機活動ないしその効果を無効にする第二次効果の存在、それが効果あるための安定条件が充たされねばならないこと等である。

統合においては、第一に、統合結成時において各国の貿易統制や関税保護の程度が相違しており、その価格・競争関係の歪みを是正するための為替相場変更が必要とされる。第二に、貿易が自由化される結果として、加盟各国の価格の弾力性は一層大となり、変更の有効性は増大する。第三に、国内均衡政策が統合加盟国間で実行されているならば、大幅な為替相場の変更は発生しない。第四に統合諸国間における為替平衡勘定の協力ないし各国平衡勘定を併合した単一平衡勘定・同盟組

織が結成される可能性がある。このような点を総合して、統合における変動為替相場制度の採用を推奨する論者も多くみられる。

第四の直接統制は、^(注11) 統合によってもっとも大きな制約を課せられる。統合の主要目的が、統合内の直接統制を撤廃しての自由貿易の実現にある以上、若干のセーフガード規定等により、これら直接統制の復活ないし採用の可能性は存するが、統合内の均衡達成の主要な手段とはなりえない。したがって、直接統制は、統合加盟諸国が域外諸国に対して課するものに限定されるであろう。この際、加盟諸国が、各国独自で行なう場合と、統合全体として超国家的に行なう場合との二つが考えられる。より効果的なのは後者であるが、直接統制の実施にあたり各国の利害関係をどう調和させるかには大きな問題が存在する。一般的にいつて、直接統制は、国際収支の各項目を直接的に統制しようとするものであり、その効果は直接的かつ迅速で、緊急を要する場合ないし選択的統制を行なう場合には有効であるが、国際収支の不均衡を一時的に調整するにすぎず、多くの場合根本的な調整策とはなりえない。

第五に生産要素の移動をとりあげる。金本位制下においては、利子率の差に応じて短期資本移動がスムーズに行なわれることよって、国際均衡の達成に大いに貢献したが、また投機的な資本ないしは逃避的な資本移動が均衡破壊的な役割を演じており、資本移動は多くの場合統制されている。統合において、要素の自由移動を含む共同市場が実現した場合には、両均衡の達成に果す資本・労働移動の役割は大きい。もし加盟諸国経済が安定しているならば、要素移動の自由化は、内外均衡の達成を容易にする重要な手段となるであろう。しかし望ましい方向への要素移動が常に自動的に生ずるとは考えられず、その移動を政策的に統合全体として積極的に働きかける必要があり、たとえばEECにおける欧州社会基金・欧州投資銀行はこのための手段であろう。同時にこの要素移動は、統合と域外諸国との不均衡の調整において一層重要であり、世界的な均衡を左右する一つの要件となっている。

〔Ⅲ〕 通貨同盟・共通通貨制度——経済統合の特殊的手段——

この通貨同盟・共通通貨制度が内外均衡達成の統合に特有な手段として注目を集め、数々の論議がなされており、経済統合の通貨・金融面の中心問題となっている。ここではその意義・効果の理論的な検討を行ない、その可能性・実現性を探りたい。

通貨同盟・共通通貨制度の意義・効果を一言にして評価すれば、経済統合の目標ないしその成果を示す指標ではあるが、その手段としての有用性はあまり多くないと思われる。逆にいえば、共通通貨を実現するためには、種々なる前提条件が満たされねばならず、それを保持していくための手段が講ぜられていなければならないのである。したがって共通通貨の実現は統合諸国間における固定為替相場・通貨の交換性の維持と本質的に差はないとする見解や、共通通貨制度と金本位制とは質的な差はなく程度の差があるにすぎないとする見解が打ち出されているのである。^(注12)

共通通貨が重視される理由は、国際間においては国際収支の均衡・不均衡の問題が生じるにもかかわらず、共通通貨をもつ一国内の地域間においてはこういった均衡の問題が発生しないように思われるからである。しかし、つっ込んで考察してみると、国内の地域間においても程度の差はあれ、同質の問題が発生しており、また共通通貨制度を維持するための前提条件が整備され、方策がとられているのである。それらは、第一に、商品・生産要素の自由移動の実現、第二に、単一の国家・中央銀行が存在し、統一的な通貨・金融・財政政策が行なわれていること、第三に、対外共通政策の採用、第四に、地域的な格差是正のための積極的方策の実施、等であろう。

すなわち共通通貨・通貨同盟の実現のためには、政治統合によって裏付けられた超国家的な統合機関・中央銀行が存在し、各加盟国間におけるブーム・スランプを統制する共通政策がとられ、その枠内において、市場における諸力が働いて自

動的に国際収支の不均衡が是正されるような状態の実現が必要である。

さらにこのような通貨統合のためには、超国家的な雇用機関・共通準備基金・信用供与機構等もまた必要であろう。

勿論現実的な統合において通貨同盟の実現は現在の状況下においては不可能であり、それと同様の効果をもつ固定為替相場・通貨の交換性の維持が目標とされるであろう。このためにも、少なくとも、(1)加盟諸国間における基本的目標（完全雇用・物価の安定・国際収支の均衡・経済成長）について意見の一致、(2)そのときの経済動向の評価についての一致、(3)戦略的政策の実施についての一致、(4)金融・財政政策面における一方的行動が他の加盟国経済に与える影響について考慮し合うこと等が、必要最低の条件となるであろう。^(注14)

〔Ⅳ〕 総括

ここでは、これ迄の考察を総括して、統合における内外均衡達成の特殊性を考慮しつつ tool-setting を行ないたい。

その際基本的に重要なことは、第一に、内外不均衡の性質・原因に応じて、適切な tool-setting を行なわねばならないこと、第二に、統合の段階に応じての tool-setting が必要であり、この際統合深化の論理を重視せねばならぬこと、第三に、統合加盟諸国間の経済構造・金融構造の同質性・異質性を考慮に入れねばならぬこと、第四に、世界的な意味での効果・関連を忘れてはならぬこと、などである。

一般的にこれ迄分類されてきた内外不均衡の組合わされたケースは、次の四つである。^(注15)

- (1) 国内はインフレで国際収支は赤字
- (2) 国内は失業が存在、国際収支は黒字
- (3) 国内はインフレで国際収支は黒字

経済統合（とくにEEC）の通貨・金融的側面と内外均衡

(4) 国内は失業が存在、国際収支は赤字

これらの各ケースに適切な方策は、(1)・(2)のケースは金融財政政策によるデフレ・インフレ政策であり、(3)のケースは国内デフレ政策と為替相場の切上げ政策の併用、(4)のケースは、国内インフレ政策と為替相場の切下げ政策の併用である。^(注16) このケース・スタディにおける問題点は、第一にこれらの不均衡の性格を再検討して見る必要がある。上述の対策は、これらの不均衡が永続的で、国際流動性準備によっては処理しえぬ場合にはじめてとらるべきであり、また国内インフレ傾向が、需要超過・供給面における適応力不足、完全雇用下の賃金上昇圧力のうちのいずれの原因によるのかによって、一般的なデフレ政策のみでなく、選択的な金融・財政政策ないし所得政策がとられねばならない。また失業が単に有効需要の不足によるのか、それとも生産能力不足によるかによって、金融・財政政策のみでなく、国際的な生産要素移動等がより重要性をもってくる。

第二に、これらは、一国的なケースであり、統合における分析としては、これらのケースを組み合わせた総合的な考慮が必要となる。この四つのケースを組み合わせることに、統合の一〇のケースが成立する。^(注17) その個々のケースを分析することは非常に煩雑であるので、その一般的な問題点のみを指摘する。まず統合諸国間においては、各国の国内均衡の達成を重視し、国際協力—双方向的調整が必要とされる。このことは、各国のとり方策が、統合初期の段階においても、何等かの統一化・同調化が必要であることを意味する。しかし、各国間における経済・金融構造の差異を考慮すれば、全く同じ政策を各国が採用することは、必要でもないし、かえって損失をもたらす。したがって各国はそれぞれの特殊性に配慮しつつ、それぞれ独自で諸政策を立案すべきであるが、その方策が他の加盟国に与える影響を考慮し、加盟諸国間における対立・歪みを現出しないように調整を行なう必要がある。しかし統合が一たん着手され、それが効果あるためには、単に国際協力によって政策を協調していくのみでなく、共通政策・超国家機関により統一化が必然化されてくるのである。

(注1) R. Nurkse, "The Domestic or External Equilibrium," *The New Economics*, ed. by S. E. Harris, New York, 1947, p. 272. (日本銀行調査局訳『新しい経済学』II 東洋経済新報社、一九四九年、四一―四二頁) and "International Monetary Policy and the Search for Economic Stability," *American Economic Review*, May 1949. (小島清・村野孝訳『国際通貨』東洋経済新報社、一九五三年、三六―三九頁) および小島清『外国貿易』春秋社、一九五七年、二二九―二三〇頁。

(注2) J. E. Meade, "The Balance-of-Payments Problems of a European Free-Trade Area," *Economic Journal*, Sept. 1957, pp. 380-382.

(注3) 小島清「ドル不足論の反省」『世界経済と日本貿易』勁草書房、一九六二年、一四四―一四七頁。

(注4) J. E. Meade, *The Balance of Payments*, London, 1951, Preface vii.

(注5) 注2のJ. E. Meadeの論文によるところが大きい。この論文において、Meadeはその諸方策を次の五つに分類している。Liquidity approach, gold-standard approach, integration approach, direct-control approach, exchange rate approach である。

(注6) むしろリフレション・ドメインインフレーション政策とよんだ方が適切であるかもしれない。(R. F. Harrod, *International Economics*, London, 1957, p. 143, footnote 1. (藤井茂訳『ランド国際経済学』実業之日本社、一九五八年、二五五―二五六頁))

(注7) 最近とくに同じ方策を内外均衡の達成それぞれのために別個に用いる場合(例えば二重公定利率の適用)やその他の方策(例えば為替市場への介入、非居住者預金に対する対策、利子平衡税など)の採用が行なわれている。

(注8) R. Tiffin, op. cit., pp. 122-130 and pp. 138-141. (邦訳一五二―一六二頁および一七〇―一七三頁)

(注9) この際、可能ならば生産要素報酬の引下げ、引上げもまた有力な手段となりうる。一般的に引上げは可能であるが、引下げは実現不可能であると考えられる。

(注10) これに関する論議の総括としては以下を参照。E. Sohmen, *Flexible Exchange Rates—Theory and Controversy*, Chicago, 1961.

(注11) 直接統制の内容・分類については、J. E. Meade, *The Balance of Payments*, pp. 263-264. 参照。

(注12) J. E. Meade, *Problems of Economic Unions*, p. 39. (邦訳五四頁) and Bela Balassa, op. cit., p. 257. (邦訳三三八頁)

(注13) F. Gehrels, "Monetary System for the Common Market," *Journal of Finance*, May 1959, p. 316. and Sannwald/Stohler, a. a. O., S. 145-146. (邦訳一七五―一七六頁)

(注14) Bela Balassa, op. cit., p. 270. (邦訳三五五頁)

(注15) R. F. Harrod, op. cit., Chap. VII, § 1. (邦訳第七章第一節) and J. E. Meade, *The Balance of Payments*, Chap. X.

(注16) 可能ならば要素報酬の変更もまた、為替相場の変更と同様に適切な方策である。
 (注17) すなわち (1.1) (1.3) (1.4) (2.2) (2.3) (2.4) (3.3) (3.4) (4.4) の十のケースである。

(三) EECにおける現実的検討

[I] EECにおける通貨・金融問題の進展

すでに、ローマ条約でのEECの通貨・金融面の規定は不完全なものであり、経済統合の進展にともない立案・具体化されねばならないことを指摘した。それらがどのような展開をみせたかは、次の二つの面から考察することが可能である。

第一は、EEC当局が、この問題をどうとらえ、具体化しようとしているかという点であり、その基本的な考えは、一九六二年十月二十四日付の「EECの第二段階中の活動計画に関するEEC委員会覚書」および一九六三年六月十九日の通貨・金融政策の調整に関する委員会の理事会に対するより具体的な提案^(注2)において始めて明確化されている。

第二に、このようなEEC当局による通貨・金融面の統合化の努力は、逆にEECの共同市場ないし経済統合への進展がスムーズに行なわれた結果として発生してきたと考えられ、通貨・金融面以外のEECの展開を整理して、この究明から逆に統合深化の論理その他によって必要とされるこの面での統合がいかなるものかを探ることも可能であろう。^(注3)ここでは前者に重点をおいて考察する。

その検討に先立ち、この覚書提出の意味と注目すべき内容を整理しておく。その意味は、EECが一九六二年に第二段階へ移行し、関税同盟から経済同盟への建設に向うに当って今後の共同体の発展を強力に推進しようとする意志を明らかにし、その活動の指針を示し、EECの発展の方向づけを与えようとした点にある。注目すべき主要な内容は、(1)関税同盟

の完成をローマ条約より三年繰上げて、一九六七年一月一日迄に完了させること、(2)関税同盟にとどまらず、経済同盟の建設がEECの真の目的であるとし、具体的な活動の方向を明示していること、それはとくに以後とりあげる通貨・金融政策および経済政策において注目される。(3)経済成長のプログラムの設定を提案しており、EECとしての計画性への意向がうかがわれること、であろう。

本研究の中心をなす通貨・金融政策(第八章)において、委員会は、第三段階中の目標として通貨同盟の設立を提案しており、この目標実現のために、まず第二段階について次のような計画を提案している。

- (イ) EEC中央銀行総裁会議の設置
- (ロ) 事前協議制度の確立——これは加盟国が公定歩合その他短期金利・最低準備率・中央銀行再割引枠・公開市場操作等重要な金融政策の変更または為替レートの変更(通貨同盟の設立まではなお生じ得る)を行なう場合には、事前にこれを協議するというもので、一九六三年央までに協議手続を定める。
- (ハ) 国際通貨問題に対する共同体の確立
- (ニ) 加盟国間の相互援助のために、各国金外貨準備の一定割合のイヤマーク
- さらに委員会は過渡期終了時を目前に、通貨同盟の設立を提案している。
- (イ) おそくとも過渡期終了迄には、加盟各国の為替レートを固定し、極めて狭い限度においてのみその変動を認めるようにする。かかる為替レートの固定は通貨同盟そのものである。何故なら、固定為替になれば、加盟国市民は、その資産をEEC内のどの通貨で保有しても同じことになるからである。かくして為替レートの固定は単一の欧州準備通貨の創設にも通ずる。

(ロ) 通貨同盟設立とともに、加盟各国の政府または中央銀行の政策決定に関し、単なる調整の域を越えて中央集権化へ移

行することが可能となり、この段階において中央銀行総裁会議は連邦銀行制度の中心機関となる。

このように本覚書においては、共通通貨・通貨同盟設立の意向とそのため漸進的なプログラムが明確化されており、究極的には、政治的統合にバック・アップされて、超国家機関を中心とする経済同盟が樹立されることになろう。ここではふれないが、統合の進展にともないあらゆる分野における共通政策の必要性が理解されて詳細な検討が行なわれており、さらに世界におけるEECの役割に着目して、対外関係、開発途上の国への援助もまたとりあげられている。^(注4)

委員会は、一九六三年六月十九日に、通貨・金融政策に関するより具体的な提案を行なっている。この提案は、通貨・金融政策の統合のごとき国家主権とも関連する重要問題で、かつ政治的・経済的に高度の統合を前提としなければ実現困難な問題を一気になしとげようとするものではなく、極めて現実に諸々の手続きと機構のメカニズムに重点をおいている。それは、「通貨・金融政策の調整」に関するEEC委員会の理事会に対する通告ならびに「EEC加盟国の中央銀行の協力」、「国際金融通貨問題に関する加盟国間の協力」、「財政政策に関する加盟主管官庁の間の協力」に関する委員会の勧告および理事会決定案よりなる。

とくに注目すべき内容は、(1)通貨・金融面における協力が今後の発展の鍵となっており、より具体的に共同の措置に関して調整・話し合いが必要であること、(2)通貨・金融政策の調整を有効に行なうためには、中央銀行間の協力のみならず、加盟各国の財政政策に関する権限ある当局が相互に密接な関係を維持する必要があること、そのために、EEC中央銀行総裁評議会および財政政策評議会を設立すること、(3)EECの対外的責任の重要性の増大にともない、とくに国際金融政策の調整を行ない、それを実行する機関として通貨評議会の権限を強化すること、またとくに為替平価問題での加盟国間の協議が重要な地位を占めていること、(4)理事会において、通貨・財政・景気政策調整のための総合的審議が行なわれるべきことの明確化、等である。

かように、EECにおいて、その統合の進展に要請され、逆にその一層の進展をはかるための手段として、通貨・金融面における統合もまた、具体的に計画・検討されはじめており、これらを含む共通政策の実現の可能性・時期・方向・内容が、その将来を左右する根本的要因となっているように思われる。

〔II〕 EECにおける内外均衡の問題

EECの具体的な進展をとらえて、経済統合において内外均衡の達成がいかにして実現されているかを究明するつもりであったが、紙幅の関係でそれを果すことができないので、とくにこれ迄の論議に関連して、注目すべき点を指摘するにとどめる。

第一に、EEC六カ国における内外不均衡のパターンは、各国とも国内的にはほぼ完全雇用を実現し、むしろインフレ傾向に悩んでおり、国際収支は各国とも黒字で、金外貨準備は順調に増加している。^(注5)したがって、少なくともこれ迄のところ、EEC諸国において両均衡の達成はそれ程差し迫った問題とはなっていない。しかし最近、EEC各国は、労働供給のポトルネットから成長率は鈍化し、インフレ圧力に悩まされており、その結果として国際競争力の低下が心配され始めている。したがって各国の主要な政策的関心はこのインフレ圧力の除去に向けられ、そのための種々なる方策がとられている。対外的な政策としてはインフレ圧力除去のための輸入増大がはかられており、一九六一年三月には、非常に小幅であったが、ドイツ・オランダの二国が為替切上げを行ない、これは両均衡の達成にのぞましい方策であった。

第二に、これ迄のところ、通貨・金融面では、EEC内で顕著な協力・調整は殆んど実行されてはいない。たとえば、このドイツ・オランダの為替切上げも、EEC内部で十分な討議がなされることなく行なわれている。しかしアメリカのドル危機、イギリスのポンド危機、金価格の高騰等に際しては、BIS、OECDを中心として、金相場安定協定、バーゼル協

定、金プール協定、パリ・クラブ等が成立して、E E Cよりも広い範囲での協力が行なわれているし、委員会が提案しているごとく、関税同盟から経済同盟への移行につれて、この面での調整・統合化が実現するであろう。

第三に、E E C各国は、従来もその傾向をもってはいたが、E E C結成以来、経済の相互依存関係が一層密接化してきている。^(注6)このことは政策面における差異が統合諸国間により大きな影響・攪乱を与えることを意味する。したがって、ここからも、共通政策、通貨・金融面の統合化の必要性はますます大となる。

第四に、E E Cの対外均衡の分析においては、単に商品貿易関係のみでなく、サービス取引・資本勘定がより重要性をもってきている。E E C諸国において、商品貿易の黒字国はサービス取引で赤字、逆に商品貿易赤字国はサービス取引で黒字といったパターンを示しており、また域内の生産要素移動の自由化およびアメリカを中心とする域外からの資本流入の増大は、国際収支分析におけるもう一つの重要な要素となっている。これらの諸点を相関連させ、総括しての新しい視角からの分析が必要であろう。^(注7)

第五は、世界的にみても、E E Cにおいても、貿易・為替の自由化、交換性の回復によって、双務的・二国間取引の均衡ではなくて多角決済・多角貿易・多角的均衡の実現が期待されるが、現実にはむしろ双務的均衡の度合を深めているように考えられ、この点をもっとつつ込んで研究してみる必要のある興味ある問題である。^(注8)

第六に、E E Cの通貨・金融面の統合化、共通政策の立案にあたって、一般に主張されているE E C諸国の同質性のみでなく、異質性に着目する必要がある、統合の進展がむしろ各国経済の異質化を推進する事実が重要な問題である。^(注9)

〔Ⅲ〕 今後の展望

経済統合における通貨・金融問題を内外均衡の問題と関連させ、とくにE E Cを対象として、これ迄考察してきた。基本的

な考えと問題点の指摘に終ったが、最後に二つの面から今後の展望を行ないたい。

第一は、現実的なE E Cの今後を展望する。それはさらに、E E Cの内的問題と世界におけるE E C・外的な問題とに分かれる。まずE E Cの内的問題としての通貨・金融問題は、E E Cという統合の将来を左右する基本的な要因となる。要するに、E E Cにおける困難は、各国間の利害関係のもっとも強く対立する、また政治統合によってバックアップされねばならない経済同盟の達成・共通政策の樹立において発生し、この方面におけるE E C発展の指標となるのが、通貨・金融的統合であるからである。この困難を現実へのり越えることができるであろうか。それは各国がどれだけ経済的要因で行動するのか、さらに一国的な立場をすてて、E E C-minded な態度をとることができるかにかかろう。

世界におけるE E Cとしては、対先進諸国においては、とくにアメリカとの関係が重要である。ドル危機の解消にE E Cが協力し、アメリカの国際収支改善のために輸入増大をはかるのか、それともチキン戦争にみられるようにむしろ差別政策を打ち出すのか、もっとも大きな問題である。また対低開発諸国においては、E E Cがどれだけの開放性を打ち出し、また援助を与えることによって責任を果すかであろう。この方向を決定するのは、E E C自体が経済同盟を実現し、スムーズな発展を行なえるかどうかである。さらに最近の国際通貨制度の改革案の一つとして主張されている多数主要国通貨制度 (multiple currencies reserve system) 成立の機運が熟した場合には、E E C諸国としては、逆に共通通貨あるいは対外的に共通の計算単位を設ける必要性が増してくると思われる。もしそうとすれば、E E Cの通貨・金融面の統合は、この側面からも従来よりも早いテンポで推進されることになる。^(注10)さらに注目されるべきものは、他の欧州諸国のE E Cへの加盟がどのような進展をみせるかである。とくにイギリスの加盟が一応は挫折したが、その加盟は今後期待できないのであろうか、国際通貨として重要な役割をもつポンドをどのように処遇するかも、今後のもう一つの中心問題であろう。

第二に今後の研究の方向を手短かに展望する。それは大別して三つの方向に分かれる。一つは、E E Cの一層の実証的研

究により、これ迄の究明の補足をすること、二つは、ここで提示した国際金融分析の新しい視角をもつと展開して、国際金融の経済構造的な接近方法を明確化・体系化すること、三つは、経済統合分析においてとり残されている統合における分業原理を理論的・実証的に究明すること^(注11)である。

- (注1) EEC Commission, Memorandum of the Commission on the Action Programme of the Community for the Second Stage, Brussels, 24 Oct. 1962. (要約「EEC飛躍への出発点——第二段階活動計画——」『経済と外交』一九六二年十一月下旬号。)
- (注2) 「EECの通貨金融政策の調整——六月十九日の委員会提案」『経済と外交』一九六三年九月月上旬号。(なお以後の展開は『経済と外交』のこの二つの紹介に主として負っている。)
- (注3) 最近の展開に関しては、たとえば以下を参照。『EECの発展と展望』国際問題シリーズ第三十二号、日本国際問題研究所、および「EECの最近の諸問題」『経済と外交』一九六三年八月月上旬号。
- (注4) それらは、共通の農業・運輸・エネルギー・社会・経済(経済発展政策と構造政策)政策である。
- (注5) 日銀調査局「欧州諸国におけるインフレの現状と対策」調査月報、一九六三年七月号および M. Gilbert, "Reconciliation of Domestic and International Objectives of Financial Policy: European Countries", Journal of Finance, May 1963.
- (注6) 「EECの発展と地域的構造変化」経済企画庁『海外経済月報』一九六三年八月号。
- (注7) 加藤義喜「欧州経済統合と国際均衡の問題」『欧州経済統合の分析と展望』
- (注8) Michael Michaely, "Multilateral Balancing in International Trade", American Economic Review, Sept. 1962. および西村光夫「欧州経済統合における決済問題」『欧州経済統合の分析と展望』
- (注9) 島野卓爾前掲論文、十九頁および「EECの産業構造——雇用構造と物価構造を中心として——」『欧州経済統合の分析と展望』
- (注10) 河合俊三「国際流動性の問題」『経済と外交』一九六三年九月下旬号、七頁。
- (注11) この第三の方向の究明は、本誌一九六四年二月号において「経済統合(とくにEEC)における計画性と分業原理」と題して行なう予定である。

武蔵国埼玉郡における地主経営

——統幕末期在方市場の諸問題——

佐々木陽一郎

序

*前稿は、幕末期における武州忍領埼玉村をめぐる農村市場に関する分析であった。そこでの論点は、市場形成の前提たる農村商品生産が、いわゆる商品作物のみならず、米・雑穀類をむしろ中心としていたこと、及び米穀流通量の増大には忍藩の年貢体系——代金納・手形納——の寄与が大であったこと、更に農作物及び酒等の商品流通を担当したのは、主として在方の地主層であったこと等であった。

本稿は前稿の続篇として、そのような在方市場の基礎にのった、地主経営の実例を、前稿と同様、埼玉村湯本家の例について考察するのである。ここでいうところの地主経営は農業経営のみならず、これを基盤とした商業・酒造業・金融業も含み、いわば広義の地主経営である。史料に制限があるので、前稿と同様、文政年間から安政に至るまでの幕末期における地主の経営内容を、静態的に観察しようとするのが、本稿の目的である。このような地主経営を規定する条件は、市場形態及び、地主層を含めた農村の再生産構造であるが、前者についてはすでに前稿で述べたところであり、後者は紙数の関係か